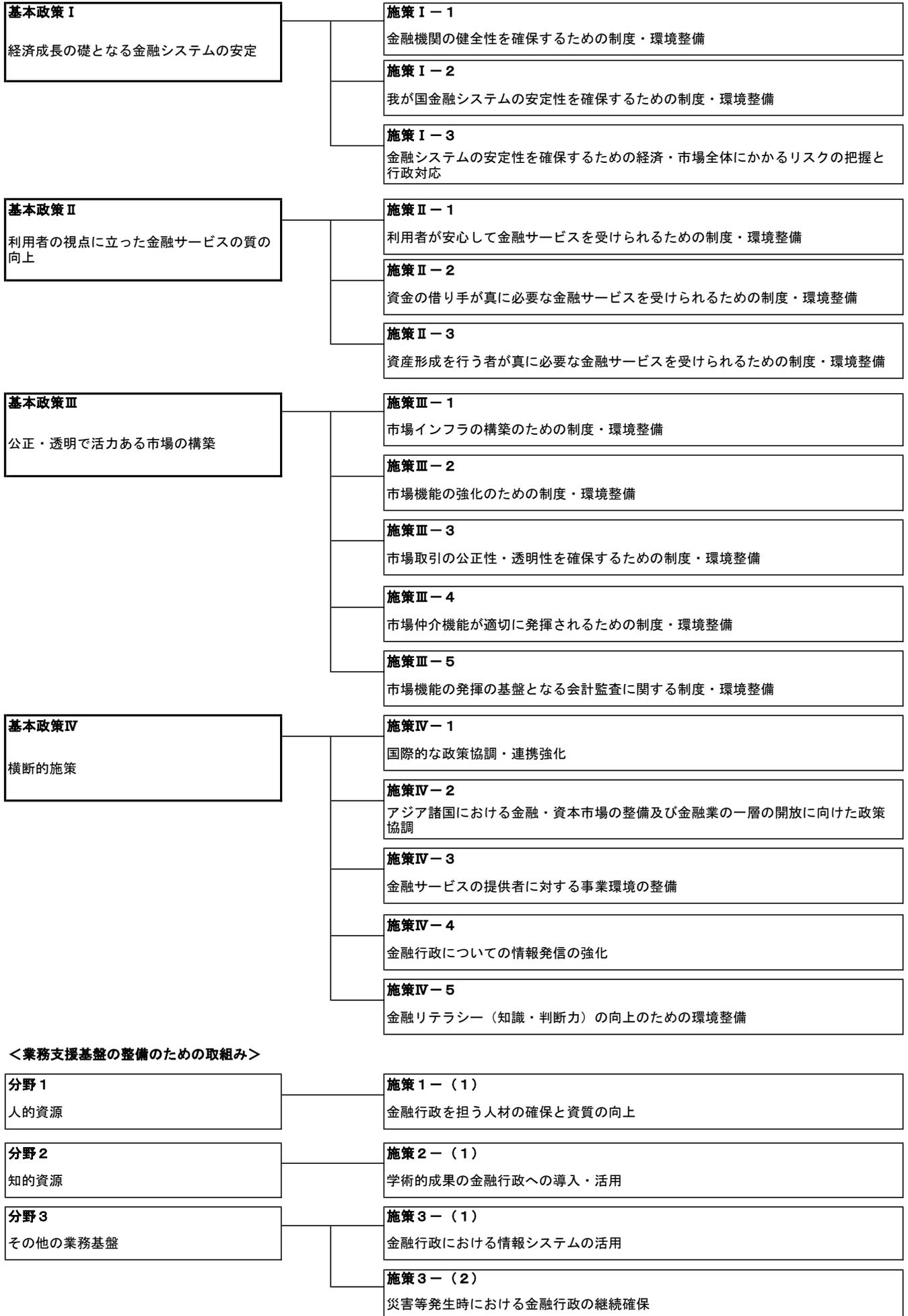


平成25年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成25年4月～26年3月)

平成26年8月
金融庁

平成25年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



平成25年度実績評価書

金融庁25(施策I-1)

施策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融機関の健全性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備、効果的なオフサイト・オンサイトモニタリング(監督・検査)の実施、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	656	619	622	441
		補正予算(b)	▲33	▲0	▲52	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	623	619		
執行額(百万円)		408	407			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>G20サントペテルブルク・サミット 首脳宣言(平成25年9月6日) 抜粋(金融規制)</p> <p>61. これまでの5年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。全ての主要な国・地域が、部分的に又は全体について、下記の措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な資本基準(バーゼルⅢ)の実施 ・グローバルなシステム上重要な銀行及び保険会社の特定、及びそのリスクを最小化するための、より高い健全性基準に関する合意 ・大規模で複雑な金融機関の秩序ある破たん処理を納税者に損失を与えることなく実施するために合意された手段と手続の実施 <p>これらの改革を実施するための国際的な協調とコミットメントは過去に例を見ないものである。しかし、我々は更なる作業を行う必要がある。我々はその作業が終わるまで改革の姿勢を維持することにコミットしている。</p>					

測定指標	①国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		関連告示及び監督指針等の追加改正を実施しました。		25年度 関連告示等の整備	達成
	②外国銀行支店に対する規制の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		外国銀行支店に対する規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(平成25年6月12日成立、6月19日公布)。また、改正法を踏まえた外国銀行支店に対する規制の見直しに係る政令・内閣府令については、公布済みです。		25年度 関係法令の整備	達成
	③大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
大口信用供与等規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(平成25年6月12日成立、6月19日公布)。なお、改正法を踏まえた大口信用供与等規制の見直しに係る政令・内閣府令については、改正法の公布日より1年半以内の公布・施行に向けて検討を進めています。		25年度 関係法令の整備	達成		
④各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度 各業態の比率(別紙参照)	25年度 各業態の比率(別紙参照)		25年度 水準維持	達成
⑤金融機関のリスク管理の高度化	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を行いました。		25年度 金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証	達成	

測定指標	⑥既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		既承認金融機関に係る、安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施。また、高度なリスク計測手法については、6先に対する承認を行いました。	25年度	既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施
測定指標	⑦グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ、野村グループ等)について、監督カレッジ会合を開催しました。 また、監督指針・方針に基づき、持株会社を中心としたグループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を実施しているか、検証しました。	25年度	グローバルなシステム上重要な金融機関に対するヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証
測定指標	⑧大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		大規模証券会社グループについて、商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を行いました。	25年度	商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施
測定指標	⑨保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを行い、半期毎に金融庁ウェブサイトにて集計結果を公表しました。	25年度	連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施
測定指標	⑩金融モニタリング基本方針の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		金融機関の経営やリスク管理などについて、業態全体の動向を含む実態把握が進みました。オン・オフが一体となった新しいモニタリングを実施するための基本的な組織の枠組みが整備されました。	25年度	「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」に基づく、金融モニタリングの実施
測定指標	⑪金融機能強化法(震災特例を含む)の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施しました(26年3月)。 ・金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。	25年度	金融機能強化法等の活用の検討を促し適切なフォローアップを実施
測定指標	⑫業界横断の業務継続訓練の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		平成25年9月2日に、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を実施しました。	25年度	訓練の実施
測定指標	⑬情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供(30件)し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報連絡(4件)を行いました。	25年度	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施

	⑭金融行政の質的向上に向けての取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		「金融・資本市場活性化に向けての提言」の取りまとめ(平成25年12月13日公表)や提言に盛り込まれた施策の実現に向けての取組み、金融モニタリング基本方針の策定(平成25年9月6日公表)等、金融行政の質的向上に資する施策を実施しました。	25年度	金融行政の質的向上に資する施策の実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) 金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備(測定指標①、②、③)、金融モニタリング基本方針(測定指標⑩)に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証(測定指標⑤)等を着実に進めました。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行う等、適切な措置を講じました(測定指標⑪)。 さらに、日頃から金融機関との率直かつ深度ある議論を行い、金融機関の自己規律の向上を促す等、金融行政の質的向上に向けての取組みが進展しました(測定指標⑭)。 今後も、引き続き効果的な金融モニタリングの実施などの取組みを進める必要があります。 以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	・必要性 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング(測定指標⑩)等の取組みは、金融機関の健全性の確保を図るとともに、金融機関の業務の適切な運営を促進し、ひいては信用秩序の維持と国民経済の健全な発展につながることから、必要不可欠であると考えています。 ・効率性 業態・金融機関の特性等を踏まえたモニタリングを進める等により、効果的・効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全性及び適切な運営の確保に資することができたものと考えています。 ・有効性 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリングの実施等により、財務の健全性、業務の適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ検査・監督上の対応や検査マニュアル・監督指針の整備等を行うことにより、金融機関のリスク管理の高度化の促進につながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保(測定指標④)に資することができたものと考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融機関の健全性は維持されているものと考えられますが、今後とも注視していく必要があり、業態・金融機関の特性等を踏まえたオン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング等の取組みを引き続き進めていきます。 【測定指標】 ①バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しに対応するべく、継続的にルール整備を実施していきます。 ②外国銀行支店に対する規制の見直しに係る制度整備は完了しております。 ③大口信用供与等規制について、引き続き所要の制度整備に取り組みます。 ④金融機関の健全性の維持を図るため金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリングを行っていくこととします。 ⑤金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の高度化を促進していきます。 ⑥高度なリスク計測手法に係る承認審査及び承認後のフォローアップに適切に対応していきます。 ⑦監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。 ⑧大規模証券会社グループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努めるとともに、オン・オフ一体による検査・モニタリングを実施します。さらに、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組みます。 ⑨保険会社グループについて、引き続き、グループ全体の業務の適切性や財務の健全性について確認に努めていきます。 ⑩オンサイトとオフサイトのモニタリングの更なる一体化を進め、今後とも、より効果的・効果的な金融モニタリングを実施するとともに、マクロ経済・金融市場の動向と個々の金融機関の業務運営等の相互作用等マクロ・ブルーデンス分析の充実・強化等にも取り組んでいきます。また、専門性の高い分野や国際的なベスト・プラクティスに関する知見の組織的な蓄積・拡充及び中長期的な観点からの専門人材の育成等にも計画的に取り組んでいきます。 ⑪金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップを行うなど、適切な運用に努めていきます。 ⑫業界横断的な訓練に引き続き参加し、今後も全国銀行協会と協力し訓練範囲の拡大や訓練内容の高度化を検討していきます。 ⑬NISCと連携して情報セキュリティに関する情報提供、情報連絡の充実等を行っていきます。 ⑭金融界をはじめ各界の有識者との対話の充実を図り、金融・資本市場活性化、ひいては金融行政の質的向上に向けた更なる施策の検討を進めます。さらに、金融機関の検査・監督においても、重要なリスクに焦点を当てたオン・オフ一体的な金融モニタリング態勢の整備や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等、質の高い金融行政に資する取組みを推進します。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課監督企画室「主要行等の平成26年3月期決算の概要」 (平成26年6月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140606-4.html) ・監督局銀行第二課「地域銀行の平成25年3月期決算の概要」 (平成26年6月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140606-3.html) ・監督局保険課「主要生損保の平成26年3月期決算の概要」 (平成26年6月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140606-1.html) ・監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」 ・監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成26年8月8日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20140808.html) ・監督局証券課「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(IV-5-4-3 再建・処理計画の策定等)」 ・平成25事務年度金融商品取引業者等向け監督方針 ・監督局銀行第二課「株式会社豊和銀行に対する資本参加の決定について」 (平成26年3月7日 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-2.html) ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年3月7日 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成25年8月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2013b.html) ・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成25年6月28日、12月20日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h25.html) ・金融庁「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」 (平成25年9月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20130906-3.html) ・監督局総務課健全性基準室「監督指針案及び金融検査マニュアル案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年11月22日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131122-2.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月18日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140218-1.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)等及び早期是正措置に関する命令等の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年3月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140328-6.html) ・総務企画局政策課「金融・資本市場活性化に向けての提言」 (平成25年12月13日公表 http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20131213.html)
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課監督管理官(モニタリング支援担当)室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策I-2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。					
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	41	42
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・関連告示及び監督指針等の追加改正を実施しました。	25年度	達成
	関連告示等の改正			
	②金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、可決・成立。関係政令・内閣府令等とともに施行されました。	25年度	達成
	関連法令の整備			
	③必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・預金保険法に基づく資本増強を行ったりそなグループについて、経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行いました。	25年度	金融システムの混乱の回避 達成
金融システムの混乱の回避				
④名寄せデータの精度の維持・向上の状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	・預金保険機構とも連携し、預金取扱金融機関に対する検査において名寄せデータの整備状況を厳正に検証した結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。	25年度	前年度を維持 達成	
前年度を維持				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し(測定指標①)、金融機関の秩序ある処理に関する新たな枠組みについて整備を行う(測定指標②)等、金融システムの安定に向けた必要な取組みは進展しました。その新たな枠組みを円滑に機能させるために、関係機関との連携の強化、各種事務手続きの整備等を進めました。また、名寄せデータの精度の維持・向上(測定指標④)にも努めており、破綻処理のための態勢整備の充実を図っています。今後も、引き続き金融システムの安定確保のためのルール整備などの取組みを進める必要があります。以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	・必要性 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、金融機関の秩序のある処理に関する枠組みを整備し(測定指標②)、国際的な規制の基準に合わせ金融機関の健全性を確保するための規制を見直す(測定指標①)ことは、金融システムの安定に資するものです。 ・効率性 関係機関と連携した取組みにより、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。 ・有効性 国際的な基準に合わせた規制の見直し(測定指標①)、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備(測定指標②)等の取組みにより、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、今後とも注視していく必要があり、国際的な議論も踏まえたシステムの安定性確保に向けた取組みを引き続き進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ①バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しに対応するべく、継続的にルール整備を実施していきます。 ②金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの制度整備は完了しております。 ③引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。 ④預金保険機構と連携しつつ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組みます。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課健全性基準室「監督指針案及び金融検査マニュアル案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年11月22日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131122-2.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月18日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140218-1.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)等及び早期是正措置に関する命令等の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年3月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140328-6.html)
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策 I-3)

施策名	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応					
施策の概要	金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロ・ブルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施する。					
達成すべき目標	システミックリスクの未然防止が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	・内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		マーケット動向や金融機関のリスク特性について適時に把握し、関係部署に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んだ。 金融機関からの徴求データや外部統計を用い、定期的に集計・分析を行い、金融機関の融資・投資動向等の把握に取り組んだ。	25年度 システミックリスクの未然防止が図られること	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり) (判断根拠) マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システミックリスクの未然防止のための取組みを十分に行っています。 測定指標の目標は達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後もこうした取組みを一層進めて行く必要があることから、「B」としました。
	施策の分析	・必要性 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく把握する必要性は高まっています。 ・効率性 金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換や、関係省庁や日本銀行との連携、海外当局を含む関係監督当局間での情報共有及び議論等を実施することにより、効率的に情報の集積及び分析を行うことができました。 ・有効性 集積した情報は分析し、その結果を庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用する等、金融行政への反映を図っています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融システムの安定に影響を及ぼす恐れのある外部要因の多くは消滅しておらず、今後もこれらの動向を注視する必要があります。システミックリスクの未然防止に向けた取組みを引き続き進めていきます。 【測定指標】 内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の融資・投資動向等に係る情報の集積・調査・分析を行うことにより、引き続き、金融機関の健全性等に与える影響についての認識・分析を深めていきます。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、総務企画局政策課総合政策室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	--	----------	---------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ります。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組みます。					
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	40	36	38	29
		補正予算(b)	-	-	▲7	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	40	36		
執行額(百万円)		23	26			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					
測定指標	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	①利用者保護のための更なる政令・内閣府令等の整備	<p>・AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25年6月12日成立、同年6月19日公布)の関係政令・内閣府令(政令:25年7月3日公布・同年7月9日施行、26年1月24日公布・同年4月施行予定、府令:26年2月14日公布・同年4月施行予定)を整備した。</p> <p>・MRI事案等も踏まえ、26年1月に政令、同年2月に内閣府令をそれぞれ改正したほか、ファンド販売業者に関する規制の強化策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月14日閣議決定)。</p>			25年度	達成
					前年度より推進	
	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	②預金取扱金融機関における更なる態勢整備	<p>25年8月に指定紛争解決機関の周知・顧客への対応等、26年1月に高齢顧客への勧誘に係る留意事項に係る主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を行った。これらの改正前後を通して、預金取扱金融機関については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。</p>			25年度	達成
					前年度より推進	
	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	③金融商品取引業者等における更なる態勢整備	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る監督上の着眼点、通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る監督上の着眼点、高齢顧客への勧誘に係る監督上の着眼点、営業員の業務上の評価に関する監督上の着眼点等を示した。これらの改正前後を通して、金融商品取引業者等が適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。</p>			25年度	達成
					前年度より推進	
	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
④保険会社等における更なる態勢整備	<p>26年2月及び3月に統合的リスク管理態勢の整備、高齢者に対する保険募集態勢の整備、保険代理店の使用人定義の明確化等に係る保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行った。一部の保険会社に対しては、統合的リスク管理態勢の整備状況を確認するため、ERMヒアリングを行い、25年9月にその結果概要を公表した。</p> <p>金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月14日閣議決定)。</p>			25年度	達成	
				前年度より推進		
施策の進捗状況(実績)			目標	達成		
⑤貸金業者における更なる態勢整備	<p>25年7月にシステムリスク管理態勢の強化に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正を自主規制機関と連携して行うとともに、監督上の重点事項を作成した。この改正前後を通して、貸金業者については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。</p>			25年度	達成	
				前年度より推進		

	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	⑥前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	25年7月にシステムリスク管理態勢の強化に係る事務ガイドラインの改正を自主規制機関と連携して行うとともに、監督上の重点事項を作成した。この改正前後を通して、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、事務ガイドライン等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。			25年度
	基準値	実績値		目標値	
⑦「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等	24年度	25年度		25年度	達成 より推進
	38,856件	40,761件		40,000件	
⑧ ①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況	基準値	実績値		目標	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 より推進
	①0回 ②1回	①2回 ②3回		①2回 ②2回	
⑨金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 より推進
	2回	2回		2回	
⑩不正利用口座への対応状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	金融庁及び全国の財務局等からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては25年4月から26年3月までの間に、40,921件の利用停止、30,426件の強制解約等の措置を行った。			25年度	達成 より推進
			金融機関において強制解約等の措置を行う。		
⑪偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	主要行等向け監督方針等において偽造キャッシュカード等を用いた不正な預金の払出しを防止する対策等を監督上の重点項目としたこと等により、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みは着実に進められているものの、外部委託職員が顧客情報を不正に取得し、偽造キャッシュカードにより不正出金する事案が発生しており、新たな課題がみられた。			25年度	未達成 より推進
			前年度より推進		
⑫振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 より推進
	78.4%	78.2%		同水準を維持	
⑬多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	金融庁及び財務局等において、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター・チラシ等を作成し、自治体や関係機関・団体に配布したほか、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行った。			25年度	達成 より推進
			前年度より推進		
⑭財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市町村数(延べ数)	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 より推進
	325市町村	474市町村		400市町村	
⑮無登録業者等に対する適切な対応	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	・金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を152件実施した(24年度は137件実施、対前年度比11%増)。 ・金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表した。 ・証券取引等監視委員会において、無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に関し25年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた2件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行った。			25年度	達成 より推進
			前年度より推進		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めました。</p> <p>今後も、利用者保護の充実に向けた取組みを一層進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果を「B」としました。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(想定外の要因、未達成となった原因) 特になし。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>測定指標①については、上記政令・内閣府令の公布により、利用者保護のための制度が整備された。</p> <p>測定指標②については、指定紛争解決機関の周知・顧客への対応や高齢顧客への勧誘に係る留意事項に係る主要行等向けの総合的な監督指針等の改正やヒアリングを通じて各預金取扱金融機関の業務の適切性の観点からの法令等遵守等の態勢整備の状況について確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えている。また、確認・検証に当たっては、毎事務年度の監督上の重点項目を明示し、各回のヒアリング等の対話に際しては、ヒアリング項目を事前に明示するなど施策の効率的な運用に心がけた。</p> <p>測定指標③については、金融庁は、証券取引等監視委員会の検査の結果に基づく勧告等を受け、問題のある業者に対し行政処分を行うなど、証券取引等監視委員会と連携をとりながら、投資者保護に努めた。また、投資者保護の観点から、内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、監督上の着眼点の明確化等を行った。</p> <p>測定指標④については、保険会社の統合的リスク管理態勢、高齢者に対する保険募集態勢等の整備、保険代理店の使用人定義の明確化等を内容とする、保険会社向けの総合的な監督指針の改正や、ヒアリングを通じて各保険会社の統合的リスク管理態勢の整備状況について確認・検証を行い、その結果概要を公表したことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えている。また、保険業法等の一部を改正する法律案を国会へ提出したことは、保険契約者等の保護の促進に寄与したものと考える。</p> <p>測定指標⑤については、システムリスク管理態勢の強化に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正や、ヒアリングを通じて、貸金業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、自主規制機関等との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑥については、システムリスク管理態勢の強化に係る事務ガイドラインの改正や、ヒアリングを通じて、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、財務局等との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備の促進に寄与したものと考えられる。</p> <p>測定指標⑦については、金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応している。当室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介している。また詐欺的な投資勧誘に関する相談等が継続して寄せられていることから、平成25年10月から「詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況」の公表を開始している。これらにより、相談等受付件数は25年度目標値を上回り、利用者の保護や利便性の向上に一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑧については、金融サービス利用者相談室職員を消費生活センター主催の講演会に講師として派遣(2回)し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行っている。また金融サービス利用者相談室の相談体制等の充実を図るため、金融サービス利用者相談室職員に対し研修を計画し着実に実施(3回)している。これらにより、利用者の保護の充実や相談体制等の質の向上に資することができたと考えている。</p> <p>測定指標⑨については、25年6月及び12月の金融トラブル連絡調整協議会において、各指定紛争解決機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み等について議論を行い、各委員から貴重な意見をうかがうことにより、金融ADR制度の運用状況のフォローアップの実施に効果があつたことから、目標達成に寄与したものと考える。また、同協議会開催に際しては、指定紛争解決機関と協力し、資料作成を行うなど、効率的に実施した。</p> <p>測定指標⑩については、預金口座の不正利用に関し、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関等へ情報提供を行い、また、注意を促す観点から、情報提供件数等を金融庁ウェブサイトにおいて公表したことにより、預金口座の不正利用防止に一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑪については、主要行等向け監督方針等において偽造キャッシュカード等を用いた不正な預金の払出しを防止する対策等を監督上の重点項目としたこと等により、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みは着実に行われているものの、外部委託職員が顧客情報を不正に取得し、偽造キャッシュカードにより不正出金する事案が発生しており、新たな課題がみられる。</p> <p>測定指標⑫については、インターネット広告、視覚障害者向け音声CDへの寄稿、当該制度を装った者による不当な勧誘に関する注意喚起による広報活動は、24年と同水準の返金率を維持する上で一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑬については、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター・チラシを作成し、自治体や関係機関・団体に配付したほか、インターネット広告による広報等、広報媒体の多様化を図ることにより、効果的かつ効率的に多重債務者相談窓口の認知度の向上に向けた取組みを実施した。</p> <p>測定指標⑭については、各財務局が管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促すことにより、25年度は474市町村が研修に参加し、自治体のニーズに即した効果的な相談体制強化が図られた。また、研修の実施に当たっては、都道府県の消費生活センター等と連携を図ることにより、効率的に実施した。</p> <p>測定指標⑮については、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を行うとともに、警察当局等へ情報提供、裁判所への禁止命令等の申立てを行い、被害拡大の防止等に努めた。また、悪質な勧誘等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行ったことで、投資者被害拡大の防止や被害の拡大を防ぎ、同様の違法行為等の未然防止に努めた。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 ①引き続き、利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法等の改正を受けた、政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ②引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため銀行法、監督指針等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ③引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、必要に応じて監督指針等を改正し、明確なルールの整備に努めるとともに、改正した監督指針等を踏まえ、指導・監督をしていくこととしたい。 ④引き続き、保険会社の適切な態勢整備を促すため保険業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ⑤引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ⑥引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適切な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ⑦引き続き、金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、また寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介することとしたい。また、利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用に伴うトラブルの発生を未然防止などに向け事前相談の提供を充実させることとしたい。 ⑧引き続き、外部への講師の派遣を計画し、また金融サービス利用者相談室職員に対する研修を着実に実施することとしたい。 ⑨引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。 ⑩引き続き、金融機関等へ預金口座の不正利用に関し、情報提供を継続する。 ⑪引き続き、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みをフォローアップする。 ⑫引き続き、返金制度に係る広報を実施していくこととしたい。 ⑬引き続き、多重債務者及び多重債務に陥る可能性のある者による相談窓口の認知を一層促進するため、相談窓口について多様な手段により効果的な広報活動を行う。 ⑭引き続き、測定指標として設定することとし、各財務局に管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促し、自治体の相談員等に対する研修機会の拡充を図る。 ⑮引き続き、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、被害拡大の防止等に向けた適切な対応を行うとともに、法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めていくこととしたい。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>【測定指標①】 ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令について」 (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130627-4.html) ・平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/20140124-6.html) ・「平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (http://www.fsa.go.jp/news/25/20140214-4.html)</p> <p>【測定指標②】 (http://www.fsa.go.jp/common/law/guide_news.html#13)に挙がっているもののうち、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に適用が開始された監督指針を参照した。</p> <p>【測定指標③】 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140307-3.html) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20131216-1.html) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130809-3.html) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130703-1.html) 監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html)</p>
----------------------------------	---

	<p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局保険課「保険会社に対するERMヒアリングの実施とその結果概要について」 (25年9月4日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20130904-1.html) ・監督局保険課「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (26年2月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140228-2.html) <p>【測定指標⑤、⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/kinyu/20130705-1.html) <p>【測定指標⑦】</p> <p>『「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等』の公表状況 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」 (25年7月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130731.html) (25年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20131031.html) (26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20140131.html) (26年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20140430.html)</p> <p>【測定指標⑧】</p> <p>金融サービス利用者相談室における研修の実施状況 別紙のとおり</p> <p>【測定指標⑨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室「金融トラブル連絡調整協議会」 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/index.html) <p>【測定指標⑩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」 (26年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140430-1.html) ・全国銀行協会「盗難通帳、インターネット・バンキング、盗難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」 (26年5月23日掲載http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/05/23160000.html) <p>【測定指標⑪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成26年3月末)について」 (26年8月27日公表) ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」 (26年8月27日公表) <p>【測定指標⑫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込み詐欺救済法に基づく公告(概要):預金保険機構 https://www.dic.go.jp/katsudo/furikome/gaiyo/index.html <p>【測定指標⑬、⑭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」 (19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2013の実施について」 (25年8月21日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign25.html) <p>【測定指標⑮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm) ・適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm) 		
<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅱ-2)

施策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業等の経営改善・事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用の取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	3	680	409	288
		補正予算(b)	1,088	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	1,091	680	-	-
執行額(百万円)	42	181	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) ・第183回国会 衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(平成25年3月13日) ・第183回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(平成25年3月19日) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) ・好循環実現のための経済対策(平成25年12月5日閣議決定) ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日) 					

測定指標	①監督方針及び金融モニタリング基本方針の実施状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		平成25事務年度監督方針(主要行等向け、中小・地域金融機関向け)において、中小企業等の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮について重点的な監督を行う旨を明記し、各種ヒアリング等を通じ、金融機関に対して顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮を促しました。特に、新規融資の取組み状況を重点的に確認することにより積極的な取組みを促すほか、中小企業等に対する経営改善支援等については、本事務年度を「金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年」と位置付け、金融機関に対して、中小企業等の真の意味での経営改善が図られるよう、経営改善・事業再生等の支援にこれまで以上に積極的に取り組むよう促してきました。 また、金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行うことを阻害している要因は何か、融資決定のプロセス等において、債務者企業の財務内容だけでなく事業内容(その成長性や課題等)をどの程度適切に評価しているかといった観点から、金融機関の取組み状況について実態把握を行いました。		25年度	達成
	②中小企業等の経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題解決に向けた取組み		平成25年12月、行政当局の関与の下、中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則である「経営者保証に関するガイドライン」が策定・公表されました。 本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であるため、周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促しました。		
③地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査	基準値		目標値	達成	
	24年度末	25年度	25年度	達成	
	49.2	51.4	積極的評価の割合が前年度に比べ上昇		

		基準値		目標値	達成
		24年度	25年度	25年度	
測定指標	④貸出態度判断D. I.	3	9	平成25年3月期に比べプラス判断	達成
	⑤地域経済活性化支援機構等の積極的な活用を通じた中小企業等に対する事業再生・経営改善支援の推進	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月、監督指針を改正し、金融機関に対して、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援する際には、地域経済活性化支援機構と連携を図るよう促しました。 平成25年9月、監督方針を公表し、金融機関に対して、中小企業等の経営改善支援等を行う際には、地域経済活性化支援機構を含む外部機関と連携を図りながら、積極的にコンサルティング機能を発揮するよう促しました。 		25年度	達成
	⑥個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月10日に、金融機関に対し個人版私的整理ガイドライン及び東日本大震災事業者再生支援機構の積極的な活用等に関する要請文を发出了しました。 個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、仮設住宅等の入居者へのチラシの配布等、被災地における周知広報を実施しました。 		25年度	達成
	⑦監督方針の策定等を通じた企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		平成25事務年度監督方針(主要行等向け)において、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について、主体的な取組みを行っているか確認することを明記しました。また、アジア諸国に対し、法制度や決済システム・取引所といった金融インフラ、金融行政の運営に関する知見や情報を提供する等の金融技術支援を行ったほか、各国当局との対話を通じ規制・慣行の見直しを求めていくことで、民間企業・民間金融機関のアジアにおける事業の拡大や金融活動の拡大のための環境整備を行いました。		25年度	達成
	⑧金融機能強化法(震災特例を含む)の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施しました(26年3月)。 金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。 		25年度	達成
⑨銀行等による議決権保有制限の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が発揮され得る環境を整備するための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(平成25年6月12日成立、6月19日公布)。また、改正法を踏まえた内閣府令について、平成26年3月31日に公布しました。		25年度	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>(判断根拠)</p> <p>顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮のために、金融機関が、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくこと、を強く促しています(測定指標①)。新規融資については、資金需要の掘り起し等のための工夫・取組みを確認することにより取組みを促しています。また、中小企業の経営改善等については、コンサルティング機能の発揮状況や中小企業に対する経営再建計画の策定支援、抜本的な事業再生支援の取組み状況について確認することにより取組みを促しています。</p> <p>また、中小企業等の経営者による個人保証の契約時等における課題解決として、「経営者保証に関するガイドライン」の策定に関与するとともに、本ガイドラインの周知・広報にも努めています(測定指標②)。</p> <p>さらに、地域経済活性化支援機構の積極的な活用を通じた、金融機関による中小企業の事業再生・経営改善支援を推進しています(測定指標⑤)。</p> <p>アジア地域等へ進出する日本企業に十分な金融サービスが提供できる環境整備に努める(測定指標⑥)等、資金の借り手が必要な金融サービスを受けられるために様々な施策を講じています。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後もこうした取組みを一層進め、浸透・定着を図って行く必要があることから、「B」としました。</p>

<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しすることが一層求められています。引き続き、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融機関に対して、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化していくこと、を強く促していく必要があります。 ・効率性 業界団体との意見交換を行いつつ、関係機関と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。 ・有効性 中小企業等の景況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関の貸付条件の変更等の取組みは進展しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果を上げているもの(測定指標③、④)と考えています。
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 各金融機関による、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくこと、といった取組みは一定程度進捗していると考えられますが、中小企業の景況や資金繰りは依然厳しい状況が続いていることから、今後とも注視していく必要があり、資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられる取組みを引き続き進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ①各種ヒアリングを含む金融機関のモニタリング(検査・監督)を通じ、金融機関における顧客企業のニーズや事業内容等の適切な把握・評価、顧客企業の育成・成長につながる新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促すなど、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮を促進します。 ②「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきます。 ③地域金融機関に対する利用者等からの評価を把握・分析し、その後の監督対応に活用していきます。 ④中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握していきます。 ⑤監督方針等に基づき、引き続き金融機関に対し、地域経済活性化支援機構を含む外部機関等と連携した積極的なコンサルティング機能の発揮等により、新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促していきます。さらに、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みを検討していきます。 ⑥個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。 ⑦ヒアリング等を通じて各金融機関ごとの海外業務の展開方針等を確認し、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組みを促進し、引き続き、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化を図ります。 ⑧金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画の履行状況のフォローアップを行うなど、適切な運用に努めていきます。 ⑨銀行等による議決権保有制限の見直しに係る制度整備は完了しております。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「四半期別GDP速報」 (http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sokuhou/sokuhou_top.html) ・監督局総務課「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」 (平成26年6月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140627-11.html) ・日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/) ・監督局総務課「『経営者保証に関するガイドライン』の積極的な活用について」 (平成25年12月11日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131211-3.html) ・金融庁「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」 (平成25年9月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20130906-3.html) ・監督局総務課「『主要行等向けの総合的な監督指針及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140131-4.html) ・監督局総務課「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成25年11月26日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131126-3.html) ・監督局総務課「中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成26年3月4日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140304-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」 (http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130809-1.html) ・監督局銀行第二課「株式会社豊和銀行に対する資本参加の決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-2.html) ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成25年8月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2013b.html) (平成26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014b.html)
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供の在り方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するための在り方を検討します。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ります。					
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7	7	11	14
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	7	7	—	—
執行額(百万円)	7	7	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 日本再興戦略—JAPAN is BACK—(平成25年6月14日閣議決定)					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		25年度	達成
①NISAの普及促進に向けた取組みの進捗状況	平成26年度税制改正要望において、1年単位での口座開設金融機関の変更や、NISA口座を廃止した場合の再開を可能とすることを要望し、措置された。	NISA関連の税制改正要望提出	達成
②投資信託・投資法人法制の見直しの進捗状況	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を25年4月に国会へ提出、同年6月に成立・公布。改正法のうち1年以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令を公布した(26年4月1日に施行)。また、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備のための検討を進めた。	目標	達成
		25年度	達成
③保険商品・サービスの提供等のあり方の見直しの進捗状況	金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月14日閣議決定)。	目標	達成
		25年度	達成
④国民の金融資産の運用のあり方に関する調査研究の実施状況	国民が金融資産を適切に運用することを通じて、国内への成長資金の供給等を図るとともに、国民が享受するリターンを向上させることを目指し、近年、世界中から富や運用業者が集まり、特にアセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント分野でめざましい発展をみせているシンガポールについて、その発展を支えた制度や環境に関する基礎的な調査研究を実施した。	目標	達成
		25年度	達成
⑤金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況	3メガバンク・グループ等の金融システム上重要な金融機関(SIFIs)や地域銀行等における手数料ビジネス(投資信託の窓口販売等)について、各金融機関における経営戦略上の位置づけ等に関する水平的レビューを実施し、横断的な実態把握を行うことにより、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証した。	目標	達成
		25年度	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>26年1月から開始されたNISAの円滑な導入、制度の普及・定着のための監督指針等の制度整備、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえた所要の政令・内閣府令の整備等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、国民の資産形成等に必要な金融サービスの提供や少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスの提供などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>

	<p>(想定外の要因、未達成となった原因) 特になし。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性) 測定指標①については、本改正によりNISAの利便性向上が図られ、制度の更なる普及促進を通じた本施策の目標達成に向けて一定の寄与があったものと考えられる。 測定指標②については、金融審議会の報告書を踏まえ、関連法案を施行するとともに、所要の政令・内閣府令を整備しており、測定指標③については、同様に関連法案を国会に提出している。こうした施策により、投資信託・投資法人法制の見直しや保険商品・サービスの提供等のあり方の見直しについて、直接的に進捗に寄与があったものと考えられる。 測定指標④については、本調査により、シンガポールの市場や資産運用業の発展を支えた制度や環境に関する理解が深まり、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえ、国民が適切な資産形成を行っていく上で、必要な制度・環境の整備に向けた施策の検討・議論が前進したと考えられる。 測定指標⑤については、水平的レビューの実施により、金融機関の投信窓販に関する営業方針、業績目標・評価態勢、商品ラインナップのあり方等についての実態把握が進展するとともに、一部の金融機関において、営業方針等を見直す動きも出るなど、一定の成果があったことから、有効的な手段と考えられる。</p>	
<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融サービスの利用者に対して、より質の高い金融サービスを提供するために、制度・環境整備に引き続き取り組んでいくことが必要と考えられる。</p> <p>【測定指標】 測定指標①は来年度も今年度と同様に設定する。NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行っていく。 測定指標②は来年度も今年度と同様に設定する。国民が真に必要な金融サービスを受けられるための投資信託・投資法人法制の制度見直しについて、25年度に検討・議論してきた内容を踏まえ、所要の政令・内閣府令を整備するとともに、自主規制団体の規則の内容について議論し、制度・環境整備を促す。 測定指標③は来年度も今年度と同様に設定する。保険募集の更なる質の向上等のため、「保険業法等の一部を改正する法律案」の施行に向けて、所要の政令・内閣府令の整備を行う。 測定指標④は目標を達成しており、次期には測定指標から除外。 測定指標⑤は来年度も今年度と同様に設定する。金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの成果を踏まえ、今後も、その他の銀行を含めた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検証していく。</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、総務企画局政策課総合政策室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-1)

施策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備					
施策の概要	決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっています。					
達成すべき目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,185	2,043	1,747	797
		補正予算(b)	23	▲12	▲101	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	1,209	2,032		
執行額(百万円)	1,175	2,012				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」(平成23年3月10日) ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(平成23年12月26日) ・「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) 					

測定指標	①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・清算集中義務拡大を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等のパブリックコメントの実施に向けて検討を進めた。 ・電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令等の策定に向け、市場関係者と意見交換を行い検討を進めた。 ・清算機関における店頭デリバティブ取引の清算参加者の拡大に係る検討内容を審査の上、認可した(26年2月 日本証券クリアリング機構において、クライアント・クリアリングが開始)。 			店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る	達成
	②我が国における中央清算された円金利スワップ取引(想定元本)の割合	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成	
	2.0%	12.7%		前年度より向上		
③国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組みの支援及び国際合意に則した清算機関等への適切な監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場に係る制度整備について」(22年1月公表)及び「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」(22年6月公表)に基づき、市場関係者が行った国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けた論点整理の検討に参画するとともに、検討結果をホームページで公表するなど、市場関係者の取組みを支援した。 ・日本証券クリアリング機構と日本国債清算機関の経営統合(25年10月)に際して、適切な態勢整備が行われるよう、認可のための審査を行った。 ・「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」(22年12月公表)に基づき導入された貸株取引のDVP決済(26年1月導入)に関し、ほふりクリアリングの業務方法書の変更認可等の審査を行った。 ・金融市場インフラに係る国際原則を踏まえ、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を策定・公表した(25年12月公表)。清算・振替機関等に対しては、監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を行った。 			国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する	達成	
	④有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 (参考指標) ・開示書類の提出会社数(内国会社) ・開示書類の提出件数 ・EDINETへのアクセス件数	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成	
	100%	100%		99.9%		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) B:(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>25年度において、電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令の整備に向けた市場関係者との積極的な意見交換、清算対象の段階的拡大や国債取引の決済リスク削減のための市場関係者における取組みの支援を行ったほか、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針の策定・公表を行うなど、市場インフラの構築のための制度・環境整備を着実に進めました。EDINETの稼働率についても、100%を確保しました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に係る具体的な制度整備、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1化)などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(想定外の要因、未達成となった原因) 特になし。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性) 測定指標①については、市場関係者との意見交換等を通じて、店頭デリバティブ取引規制の整備に向けた検討・議論が前進したと考えられる。また、日本証券クリアリング機構においてクライアント・クリアリングを開始するに当たり、店頭デリバティブ取引の清算参加者の拡大に係る検討内容を審査し認可することにより、店頭デリバティブ取引の環境整備に寄与したものと考えられる。</p> <p>測定指標②については、中央清算された店頭デリバティブ取引の割合が着実に増加していることから、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性に向けた取組みの効果が表れているものと認められる。</p> <p>測定指標③については、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けた論点整理が実施され、また、貸株取引のDVP決済が導入・開始されるなど、決済リスクの削減や清算態勢の強化に向けて、一定の進捗があったものと考えられる。また、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針を策定、公表するとともに、清算・振替機関等に対し、監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を行った。</p> <p>測定指標④については、100%を確保し、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するための取組みが着実に進展していると認められる。なお、EDINETへのアクセス件数は前年度と比べて約13%減少(※)しているが、開示書類の提出件数は、有価証券報告書は9,702件(前年度比約1%増加)、大量保有報告書は1,830件(前年度比約3割増加)、変更報告書は8,940件(前年度比約2割増加)となっている。</p> <p>※ EDINETへのアクセス件数が減少したのは、平成25年9月に稼働した新システムにおいて、利用者の利便性の向上やシステムの負荷軽減を考慮し、用途に応じて多岐に分類していた検索画面を集約したことや、多くの情報を1画面で表示する等の改善を行い、利用者が何度もアクセスせずに必要な情報を得ることが出来るよう、付加価値を高めたことが要因であると考えられる。</p> <p>(24年度:約23,462千件 25年度:約20,256千件)</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっている。</p> <p>【測定指標】 測定指標①、②、③いずれも、相当程度進展があった。これら進展により、市場インフラの信頼性が高まるとともに、魅力ある市場インフラの構築に貢献したものと考えられる。なお、測定指標①、②に関して、中央清算されないデリバティブ取引にかかる証拠金規制に関する国際合意への対応を含め、引き続き、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度整備を進めていく必要がある。また、測定指標③に関して、更なる国債取引等の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについても、引き続きサポートを行うとともに、清算機関等市場インフラに対し、適切な監督を実施していく必要がある。</p> <p>測定指標④について、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減に配慮した開発及び検討等を行うことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率:100% ・開示書類の提出会社数(内国会社):約4,600社(前年度とほぼ同数) ・開示書類の提出件数:別紙資料2のとおり ・EDINETへのアクセス件数:約20,256千件(前年度比約13%減少)
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」
(平成21年9月24・25日開催、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html)
- ・金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」
(平成22年1月21日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html>)
- ・金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」
(平成22年6月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成22年12月22日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成23年6月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成23年12月19日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成24年6月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120629-3.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成24年12月20日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121220-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成25年6月21日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130621-6.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成25年12月20日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20131220-9.html>)
- ・金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ
(平成23年12月26日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html>)
- ・金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律」
(平成24年3月9日提出、平成24年9月6日成立、<http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf>)
- ・金融庁「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について」
(平成24年5月11日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120511-3.html>)
- ・金融庁「平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」
(平成24年7月11日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html>)
- ・金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)の公表について」
(平成26年5月2日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140502-1.html>)
- ・金融庁「BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会による「金融市場インフラのための原則:情報開示の枠組みと評価方法」の公表について」
(平成24年12月18日公表、<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20121218-2.html>)
- ・金融庁「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」
(平成25年12月10日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131210-4.html>)
- ・金融庁「BCBS(バーゼル銀行監督委員会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)による、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書の公表について」
(平成25年9月3日公表、<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20130903-2.html>)
- ・金融庁行政情報推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」
(平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定、http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf)

担当部局名	総務企画局市場課、総務企画局企業開示課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	---------------------	----------	---------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-2)

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備					
施策の概要	市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。					
達成すべき目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)					

測定指標		施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		①「総合取引所」の創設に向けた取組に係る制度新設・見直しの進捗状況	24年9月6日:「金融商品取引法等の一部を改正する法律」成立。 26年3月11日:上記法律及び関係政府令等を施行。	関係政府令の整備	達成
②新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組の進捗状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	25年6月:「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。 同年12月25日:「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書を公表。 26年2月24日:金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告。 同年3月14日:本報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。	新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組を検討するとともに着実に推進する	達成		
③投資法人に関する規制の見直しの進捗状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	投資法人に関する規制の見直しを盛り込んだ「『金融商品取引法等の一部を改正する法律』が25年6月12日成立、同年6月19日公布。これに係る関係政府令等(投資法人へのインサイダー取引規制の導入)」を26年2月14日に公布(同年4月1日施行)	・関連法案の公布 ・関係政府令の整備	達成		
④「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方」に関する検討状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	25年8月:「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を設置。 同年12月26日:「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的な成長を促すために～」の素案を取りまとめの上、和英両文によるパブリックコメントを実施。 26年2月26日:国内外からのパブリックコメントの結果を踏まえ、同コードを最終確定。	「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則」について検討し、取りまとめる	達成		

評価結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	<p>各測定指標について、</p> <p>①総合取引所の創設のための法律及び関係政府令等の施行、</p> <p>②「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の国会提出、</p> <p>③投資法人に関する規制の見直しのための関係政府令等の施行、</p> <p>④『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版ステewardシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の策定・公表、等を既に行っており、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるための取組みを着実に進めてきました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、関係政府令等の整備などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>
	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>
施策の分析	<p>測定指標①については、「総合取引所」の実現に向けた制度の整備について盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年3月9日国会提出)の成立及び関係政府令等の施行により、総合取引所の実現のための環境が概ね整備されたものと考えられ、目標である市場機能の強化に向けて進展があったものと考えられます。</p> <p>測定指標②については、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」において、新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等について幅広い議論が展開された結果、報告書が取りまとめられ、さらに同報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出していることから、目標である新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みが着実に進んでいると考えられます。</p> <p>測定指標③については、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25年4月16日国会提出)の成立及び関係政府令の公布・施行により、目標である不動産投資市場の活性化へ向けて進展があったものと考えられます。</p> <p>測定指標④については、日本版ステewardシップ・コードの策定により、「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討する」という当期の目標を達成することが出来たと考えられます。本コードの策定を一つの契機として、今後、機関投資家と投資先企業との建設的な対話が促進され、企業価値の向上や企業の持続的な成長が図られていくことが期待できるものと考えられます。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、「総合取引所」の創設に向けた取組みは日本の金融市場の国際競争力を高めるために不可欠であり、妥当な目標であったものと考えられます。26年度においては、総合取引所の実現に向けて行為規制に係る規定を整備するとともに、引き続き関係者等への働きかけを行います。</p> <p>測定指標②については、新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化は、経済の持続的な成長を実現していく観点から重要であり、妥当な目標であったものと考えられます。26年度においては、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(25年12月25日公表)等を踏まえた必要な制度整備等を継続する必要があります。</p> <p>測定指標③については、不動産投資市場の活性化は日本の金融市場の活性化を図るために不可欠であり、妥当な目標であったものと考えられます。また、引き続き不動産投資市場の活性化を図っていく必要があると思われるため、26年度においても目標として設定することが妥当であると考えられます。</p> <p>測定指標④については、上場企業等の実効性ある企業統治のあり方について検討するに当たって、本コードの策定は重要であり、当期の目標を設定したことは妥当であったと考えられます。26年度においては、本コードの定着を図るため、機関投資家によるコードの受入れ状況等の定期的な公表や国内外にわたる情報発信・周知活動等に取り組みます。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の公表について http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20131225-1.html ・国会提出法案(第183回国会) http://www.fsa.go.jp/common/diet/ ・国会提出法案(第186回国会) http://www.fsa.go.jp/common/diet/ ・総務企画局市場課市場取引対応室「平成24年金融商品取引法等改正(総合取引所関係)に係る政令・内閣府令案等(行為規制に係る部分を除く)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月21日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140221-1.html) ・「平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年1月24日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20140124-6.html) ・「平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月14日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20140214-4.html) ・『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版ステewardシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」 (平成26年2月26日策定 http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2/04.pdf)
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-3)

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、インサイダー取引規制やディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を図る。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図る。					
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	283	246	282	253
		補正予算(b)	▲16	▲19	▲14	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	267	227	-	-
執行額(百万円)		182	127	-	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20サミット首脳声明(21年9月24日、25日) ・新成長戦略(22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(23年12月15日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(24年12月25日) ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(25年6月20日) 					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		①不正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(23年度)」報告書(23年12月15日公表)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年9月6日成立・同月12日公布)等を踏まえ、関係政府令を整備した(25年9月4日公布・同月6日施行)。 ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(24年度)」報告書(24年12月25日公表)を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を25年4月16日に国会に提出した(同年6月12日成立・同月19日公布)。加えて、本改正法を踏まえ、関係政府令を整備した(政令は26年1月24日公布・内閣府令は同年2月14日公布・いずれも同年4月1日施行)。
②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について公表した。 ・開示書類の虚偽記載等の違反行為に対し、課徴金納付命令の勧告に伴う審判手続開始の決定及び審判官による審判手続を経て課徴金納付命令の決定を行った。 ・無届募集であることが判明した場合、発行者に対し有価証券届出書等の提出を促したほか、捜査当局への情報提供、警告書の発出を行った。 	金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する。	達成
③国際的に高品質な会計基準の設定・適応に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会において取りまとめられた「当面の方針」において、①IFRSを任意適用できる会社の要件緩和、②「修正版IFRS」の作成、③金商法における単体財務諸表の簡素化が示された。 ・①については25年10月、③については26年3月に閣内府令を改正した。②については現在もASBJにおいて検討が進められている。 ・こうした取組により、IFRSの任意適用会社数は、正式にIFRSを任意適用すると公表した会社を含め33社となっている。 	国際的に高品質な会計基準の設定・適応に向けた取組を実施する。	達成
④情報力に支えられた機動的な市場監視の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・1,043件の取引審査を実施し、問題が把握された取引について、証券監視委内の調査・検査担当課室において実態説明を行い、違反行為が認められたものは勧告等を行った。 ・一般投資家等からの情報受付について、26年3月に証券監視委ウェブサイトの改修等を行い情報提供者の利便性を高め、より有用な情報を収集する体制を整えた。 	機動的な市場監視を実施する。	達成

	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
⑤海外当局との必要な連携	<ul style="list-style-type: none"> 証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引について、6件の課徴金納付命令勧告を行った。 海外当局との人材交流や国際会議の出席等を積極的に実施し、クロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を行うなど、一層の連携強化を図った。 	海外当局との必要な連携を通じ、クロスボーダー取引を利用した不正取引への対応を行う。	達成
⑥迅速・効率的な取引調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> インターネット取引や複数口座を用いた事案など不正取引の傾向の変化に対応するため、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業(デジタルフォレンジック)の運用体制の整備等を行うとともに、迅速・効率的な取引調査を実施した結果、25年度は35件の課徴金納付命令勧告を行った。 	迅速・効率的な取引調査を実施する。	達成
⑦迅速・効率的な開示検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市場関連部局等との連携を図りつつ、検査の端緒となる市場内外の情報を収集・分析するとともに、デジタルフォレンジックの積極的な活用等による効率的な開示検査を実施した結果、25年度は9件の課徴金納付命令勧告及び1件の訂正報告書の提出命令勧告を行った。 	迅速・効率的な開示検査を実施する。	達成
⑧効果的な犯則調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 25年度は、インサイダー取引事件、相場操縦事件及び風説の流布事件について3件の告発を行った。 その他、クロスボーダーでの不正行為に対処するため、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、米国証券取引委員会をはじめとする海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、それら当局による処分等の働きかけにも努めた。 	効果的な犯則調査を実施する。	達成
⑨政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> 公募増資インサイダー取引事案の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。 高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。 一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引業協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。 通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引業協会が連携して検討を行い、25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。 25年4月、上場会社等に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意事項を、金融庁と各金融商品取引所の連名で通知した。加えて、各金融商品取引所と連携を図り、25年6月に必要な取引所規則の改正が行われた。 	政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。	達成
⑩効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> 25年度は、自主規制機関と36回の意見交換等を行い、市場における諸問題について認識を共有した。 また、市場参加者等に対する講演を42件、機関誌等各種広報媒体への寄稿を45件実施し、証券監視委の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めた。 課徴金事例集について、事案の内容をより充実させ、講演・寄稿等においても積極的に活用した。 26年2月には、証券監視委ウェブサイトについて、利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを行った。 	効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する。	達成

評価結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	<p style="text-align: center;">(判断根拠)</p> <p>金融庁においては、インサイダー取引規制について関係法令を整備したことや、自主規制機関等と連携し自主規制規則の見直し等が行われたこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度整備等について目標どおり貢献することができたと考えています。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えていますが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要があります。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、不正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案については、検察庁への告発を行いました。</p> <p>また、クロスボーダー取引等を利用した不正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処しました。</p> <p>更に、証券監視委の活動状況等の情報発信など市場規律の強化に向けた取組みについても積極的にを行いました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、人材育成や海外当局との連携の一層の強化、デジタルフォレンジックの運用体制の強化など、今後も引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。</p>
	<p>(1)必要性 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、インサイダー取引規制や国際会計基準等の市場を取り巻く制度・環境整備を行っていくとともに、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況や、公募増資インサイダー事案に対する再発防止策の策定・定着状況についてフォローしていくことが必要であると考えています。</p> <p>また、機動性・戦略性の高い市場監視活動及び証券監視委の活動状況や問題意識等の情報発信など市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 様々なプレーヤーにより市場で行われる取引その他の活動について検査・調査等を通じて監視し、問題が認められた行為については厳正に対処するほか、市場を取り巻く環境の変化に応じた制度整備などを適切に行っていくことが、市場取引の公正性・透明性を確保するという施策効果を効率的に実現する手段であると考えています。</p> <p>(3)有効性 インサイダー取引規制に関する制度整備のほか、金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組みの実施や、証券監視委による課徴金勧告を踏まえた監督上の対応、また、証券監視委においては包括的かつ機動的な市場監視活動により、違反行為者について課徴金納付命令勧告や告発等を行うとともに、その内容を市場参加者に対して公表し、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p> <p>さらに、自主規制機関において、各種ワーキング・グループ(金融庁もオブザーバーとして参加)が開催され、自主規制規則の改正等が行われたことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>
<p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、引き続き、国際会計基準等の市場を取り巻く制度の整備や適切な運用、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況の検証、金融・資本市場における情報の収集・分析、不正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査、建議等を通じたルール整備への貢献、自主規制機関との適切な連携等、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけといった環境整備を実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>【測定指標】 測定指標①について、25年度中に不正取引の規制に関する制度整備を行いました。今後はこれらを含めた課徴金制度を適切に運用していきます。</p> <p>測定指標②について、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることができるよう、引き続き金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組みを行っていきます。</p> <p>測定指標③について、「当面の方針」で示された方針のうち、「修正版IFRS」については検討が継続中であることから、今後の検討状況を踏まえ、「修正版IFRS」の具体的な指定方法について検討していく必要があります。</p> <p>測定指標④について、引き続き市場動向の変化に対応した情報の収集・分析及び取引審査を行っていく必要があります。</p> <p>測定指標⑤について、海外との間のクロスボーダー取引の拡大等を踏まえ、引き続き海外当局との連携強化を図っていく必要があります。</p> <p>測定指標⑥について、金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大等も踏まえ、引き続き迅速・効率的な取引調査を実施していく必要があります。</p> <p>測定指標⑦について、正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、引き続き迅速・効率的な開示検査を実施していく必要があります。</p> <p>測定指標⑧について、金融商品取引法改正に伴う刑事罰の対象拡大や調査の効率的実施のためデジタルフォレンジックの強化が不可欠となっていること等も踏まえ、体制整備を行うなどし、引き続き効率的な犯則調査を実施していく必要があります。</p>	

		<p>測定指標⑨について、日証協等の自主規制機関は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自ら律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、引き続き適切な連携を図っていく必要があります。また、金融商品取引業者等全般に懸念される問題等が生じた場合には、各自主規制機関において問題等を共有することにより、横断的な取組みを行う必要があります。</p> <p>測定指標⑩について、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、引き続き情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施していく必要があります。</p>
--	--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁総務企画局企画課「金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の公表について」 (平成23年12月15日公表、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20111215-1.html) ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第180回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・金融庁総務企画局企画課「金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の公表について」 (平成24年12月25日公表、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121225-1.html) ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第183回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・金融庁総務企画局市場課「平成24年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年8月30日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130830-3.html) ・金融庁総務企画局市場課「平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年1月24日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/20140124-6.html) ・金融庁総務企画局市場課「平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月14日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/20140214-4.html) ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」 (http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/25.html) ・平成24年度有価証券報告書レビューの実施結果について (平成25年9月6日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130906-2.html) ・平成25年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について (平成25年12月10日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131210-1.html) ・有価証券報告書レビューの実施について(平成26年3月期以降) (平成26年3月31日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140331-2.html) ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成26年3月期版) (平成26年3月31日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140331-1.html) ・無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について (平成26年2月14日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140214-1.html) ・「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について (平成25年6月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130611-1.html) ・企業会計審議会 事務局「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131028-1.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「IFRS対応方針協議会」及びIFRSの任意適用の積上げについて (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20131108-1.html) ・企業会計基準委員会 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等の公表 (https://www.asb.or.jp/asb/asbj/documents/docs/bc_revise_2012ed/) ・IFRS財団モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会によるガバナンス改革及び戦略見直しの報告書の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120213-1.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードによるメンバー候補の募集について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130521-1.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードによる新規メンバーの公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20140128-1.html)
----------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf) ・日本証券業協会「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について 公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について (平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html) ・金融先物取引業協会「個人向け通貨関連店頭バイナリーオプション規制について」 (平成25年7月19日公表 http://www.ffaj.or.jp/binop/) ・金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」 (平成25年8月9日公表 http://www.ffaj.or.jp/userfiles/file/pdf/teikan-syokisoku/h25/Aug/ffaj-gyoutori20130718.pdf) ・日本証券業協会「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について」 (平成25年11月19日公表 http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/13/1311/bainarikisoku.pdf) ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」 (http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=mou_siglist) ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて) (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf) ・証券取引等監視委員会の取組み (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/index.htm) ・米国証券取引委員会のMRIインターナショナル等に対する資産凍結に関する公表資料「SEC Freezes Assets in Ponzi Scheme Targeting Investors in Japan」 (http://www.sec.gov/News/PressRelease/Detail/PressRelease/1370539844572)
--	---

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	--	----------	---------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備					
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態把握を図る。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを図る。					
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	21	26	27	27
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	21	26		
執行額(百万円)		13	13			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		①内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者17者に対し、行政処分を行った。 ・証券会社の自己資本規制について、バーゼルⅢの開示規制に対応するために、告示を改正した。 ・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果を公表等を行った。また、当該11件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行った。 	内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督を実施する。
②検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組みとして、大手証券会社グループに対する年間を通じたオン・オフ一体による検査・モニタリングの開始、第二種金融商品取引業者等に対する検査実施件数の増加のための取組み(登録事項検査)等を行った。 ・MRI問題を踏まえ、第二種金融商品取引業者に対する重点的な検査を実施した。 ・検査対象先の選定に当たり、情報の収集先の拡大や深度ある事前分析により、検査実施の優先度の判断等を行い、271件の検査を実施した。特に、第二種金融商品取引業者については、検査実施件数が108件(うち登録事項検査は50件)となり、前年度比88件の増加となった。 ・検査の結果、118業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた18件(17者)について、行政処分勧告を行った。 ・また、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果の公表及び監督部局への情報提供を行った。 	検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する。	達成	

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
	③政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・公募増資インサイダー取引事案の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。 ・高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。 ・一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引業協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。 ・通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引業協会が連携して検討を行い、25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。 	政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分など、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めました。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えていますが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要があります。証券会社の自己資本規制については、バーゼルⅢの開示規制に対応するため、告示を改正するなど、効率的かつ効果的な監督を行いました。法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めました。日本証券業協会等の各種ワーキング・グループに金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われました。証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行いました。クロスボーダー事案については、海外当局と緊密に連携した検査を実施しました。測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせると、中長期的には、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者について、早期の検査着手により被害の拡大防止等に努めることや、第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者については、検査実施業者数を増加するなど、今後も引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。</p>
	施策の分析	<p>(1)必要性 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 監督部局と検査部局の緊密な連携等により、様々な情報を収集・分析して検査対象先の業態その他の特性を踏まえたリスク・ベースの検査を効率的に実施し、問題が認められた金融商品取引業者等に対して速やかに行政処分を行ったり、他の金融商品取引業者等での同様の事案の発生を抑制するための事実関係等の公表などを行うことは、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境を整備するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>(3)有効性 監督部局と検査部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、市場仲介機能が適切に発揮されるためには、引き続き、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p>

	<p>【測定指標】</p> <p>測定指標①について、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するためには、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講ずることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>測定指標②について、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者による投資者被害が発生していることや、検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、引き続き、効率的かつ効果的な検査を実施していく必要があります。</p> <p>測定指標③について、引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。</p> <p>以上のことから、これらいずれの測定指標についても、金融商品取引業者等の健全かつ適切な業務運営を確保するための施策を測定するための指標として引き続き採用するべきものと考えています。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局証券課証券モニタリング室「最終指定親会社の自己資本比率規制に関する告示(第3の柱)の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140320-1.html) ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて) (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf) ・平成25年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130416-2/01.pdf) ・金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告の実施状況、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm) ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf) ・日本証券業協会「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について ・公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について (平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html) ・金融先物取引業協会「個人向け通貨関連店頭バイナリーオプション規制について」 (平成25年7月19日公表 http://www.ffaj.or.jp/binop/) ・金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」 (平成25年8月9日公表 http://www.ffaj.or.jp/userfiles/file/pdf/teikan-syokisoku/h25/Aug/ffaj-gyoutori20130718.pdf) ・日本証券業協会「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について (平成25年11月19日公表 http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/13/1311/bainarikisoku.pdf)
---------------------------	--

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	----------------------	----------	---------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備					
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	113	112	107	104
		補正予算(b)	-	▲3	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	113	109	-	-
	執行額(百万円)	87	77	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①監査基準等の整備状況	<p style="text-align: center;">施策の進捗状況(実績)</p> <p>近年、「年金基金に対する監査」や「義援金の収支計算書の監査」など、大会社以外の主体による財務諸表等についても、公認会計士による監査を受けて、信頼性を高めたいとのニーズが増加しているため、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表しました。</p>	<p style="text-align: center;">目標</p> <p>25年度</p> <p>適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備</p>	<p style="text-align: center;">達成</p> <p>達成</p>
	②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	<p style="text-align: center;">施策の進捗状況(実績)</p> <p>日本公認会計士協会と連携しつつ、品質管理に問題があったり、虚偽証明等の問題事例に関わった公認会計士・監査法人等に対して、厳正な処分を行う等適切な監督を実施しました。</p>	<p style="text-align: center;">目標</p> <p>25年度</p> <p>虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施</p>	<p style="text-align: center;">達成</p> <p>達成</p>
	③品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況	<p style="text-align: center;">施策の進捗状況(実績)</p> <p>品質管理レビューを適正に審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善勧告に対応する改善計画の実施状況等について検証しました(平成25年度報告徴収件数は、レビュー実施件数95件のうち70件(実施率73.7%、前年度67.4%)。審査結果等を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人等に対して検査を実施し、そのすべての問題点を指摘して改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人等については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました(25年度検査件数13件・勧告件数1件)。</p>	<p style="text-align: center;">目標</p> <p>25年度</p> <p>監査法人等における監査品質の一層の向上に向けた、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施</p>	<p style="text-align: center;">達成</p> <p>達成</p>
	④海外監査監督当局との協力・連携状況	<p style="text-align: center;">施策の進捗状況(実績)</p> <p>監査監督機関国際フォーラム(IFIAF)の第13回会合及び各ワーキング・グループにおいて、積極的に議論に参加するとともに、情報交換の取決めの締結や意見交換等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化しました。</p>	<p style="text-align: center;">目標</p> <p>25年度</p> <p>我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化</p>	<p style="text-align: center;">達成</p> <p>達成</p>
	⑤受験者等への情報発信の拡大状況	<p style="text-align: center;">施策の進捗状況(実績)</p> <p>公認会計士の使命等をテーマとした講演を全国で実施するとともに、試験結果等に係る開示項目の拡大や公認会計士試験パンフレットの見直し等を行いました。</p>	<p style="text-align: center;">目標</p> <p>25年度</p> <p>多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大</p>	<p style="text-align: center;">達成</p> <p>達成</p>
	⑥優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況	<p style="text-align: center;">施策の進捗状況(実績)</p> <p>24年11月に改訂した「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」に基づき、試験合格者向けパンフレットの改訂や大学での組織内会計士の講演などの施策を実施しました。25年11月、金融庁、審査会、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による意見交換会を開催するとともに、「公認会計士等の活動領域の拡大に向けた当面のアクションプラン」を改訂、公表しました。公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にある等の状況がみられる中、金融庁及び審査会は、25年夏以降、日本公認会計士協会等の関係者と意見交換を行い、制度改革に限定されない幅広い観点から、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねました。</p>	<p style="text-align: center;">目標</p> <p>25年度</p> <p>公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施</p>	<p style="text-align: center;">達成</p> <p>達成</p>

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) A (目標達成) (判断根拠) 特別目的の財務報告に対する監査の位置付けを監査基準上明確にするかどうか検討し、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表しました。 公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督に努めました。 国際会合への参加や情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。 公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果に係る情報開示の拡大を図るなど、試験の透明性・信頼性確保に努めました。また、関係団体と連携しつつ、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大に向けた施策に取り組みました。 今後も、引き続き上記の取り組みを進める必要があります。 以上のことから、測定結果は「A」としました。
	施策の分析	公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上述のとおり、一定の効果は上がっているものの、引き続き適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されることを目指す必要があります。 【測定指標】 測定指標については、全て順調に進捗しております。 測定指標①については、引き続き適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備していく必要があります。 測定指標②については、引き続き財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等があれば、厳正な処分を行うなど適正な監督を実施していく必要があります。 測定指標③については、引き続き適正な会計監査の確保に資するよう、より適正な品質管理レビューの審査及びより実行的な監査法人等に対する検査を実施していく必要があります。 測定指標④については、引き続き I F I A R を中心とした監査監督に係る国際的な会合に参画し、積極的な貢献や情報の受発信を行うとともに、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との多国間・二国間両面での緊密な協力・連携を図っていく必要があります。 測定指標⑤については、公認会計士試験に多様な人々が挑戦していただくことを促すため、引き続き受験者にとって有益と考えられる情報発信の拡大や円滑な試験の実施に取り組んでいく必要があります。 測定指標⑥については、引き続き公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策を実行するとともに、公認会計士資格の魅力向上策について議論を深めることにより、優秀な会計人材確保に向けた取組みを推進していく必要があります。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企業開示課「監査基準の改訂に関する意見書」（平成26年2月25日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140225-2.html） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」（平成21年9月公表、平成22年5月・8月・23年8月・24年4月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士・試験合格者の新しいキャリアパス」（平成24年8月公表、25年8月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について」（平成25年11月14日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131114-2/01.pdf） ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査事務所検査結果事例集の公表について」（平成25年7月5日 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20130705.html） ・総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（平成21年9月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html） ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（平成22年1月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html） ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index2.html ・平成25年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（平成25年6月21日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/tantougoukaku25-2.html） ・平成25年公認会計士試験論文式試験の試験問題及び答案用紙について（平成25年8月26日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbun_mondai25b.html） ・平成25年公認会計士試験の合格発表について（平成25年11月15日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_25.html） ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」
---------------------------	---

担当部局名	公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	---	----------	---------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策IV-1)

施策名	国際的な政策協調・連携強化					
施策の概要	国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に貢献するため、国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献、海外当局との連携強化、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応等を図る。					
達成すべき目標	国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	G20ロスカボス・サミット首脳宣言(平成24年6月)					

	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
測定指標	①金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況	G20、FSB、BCBS、IOSCO、IAIS、FATFなどにおいて、多くの基準・指針等が策定された。 — BCBSの「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」(26年1月)やIOSCOの「金融指標に関する最終報告書」(25年7月)など。	金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献するとともに、海外の金融当局等との協議等を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する。	達成
	②国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況	国際的な金融規制改革に関する国際会議に出席し、国際的な議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献した。 — G20、FSB、BCBS、IOSCO、IAIS、IFRS、FATF等の関連フォーラムにおける主要な会議には、ほぼ100%参加した。 — FSBでは、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をFSBに報告した。 — IFRS財団モニタリングボードの議長も引き続き当庁職員が務めており、年6回の会合を主導するとともに、定款の改訂、同会合の新規メンバーの募集・選定等に貢献した。		達成
	③金融協議の開催状況	日常的にトップレベルでの金融当局間の対話を実施しているほか、日スイス財務金融ハイレベル協議(26年2月)を財務省と合同で実施。さらに、日EU金融ハイレベル協議(26年3月)を実施した。		達成

評価結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成)
	<p>世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られる(測定指標①②)ほか、海外当局との連携も強化しています(測定指標③)。</p> <p>今後も、引き続き国際的な金融規制改革への積極的な参画などの取組みを進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果は「A」としました。</p>

	<p>施策の分析</p>	<p>(1)必要性 国際金融システムを強化し、金融危機の再発を防止する観点から、国際的な金融監督のルール策定時に積極的に参画していくほか、海外当局との連携を強化していくことが必要であると考えている。</p> <p>(2)効率性 国際的な金融規制改革のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、積極的に参加し発言していくことが、効率的であると考えている。また、海外当局との連携強化や各国との規制の調整にあたり、二国間の定期的協議等を行うことにより、緊密な意見交換を行うことが効率的であると考えている。</p> <p>(3)有効性 国際的な金融規制改革のルール策定等の作業に積極的に参加することや、二国間定期協議等の枠組みによる海外当局との連携を強化すること等は、国際金融システムを安定・発展させるとともに、日本の金融機関や国益にかなうルール策定に繋げていく上で、有効であると考えている。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 国際金融システムの安定と発展、我が国経済の持続的な成長に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、国際的な政策協調・連携強化を進めていく。</p> <p>【測定指標】 測定指標①は、昨年と同様に設定する。平成25年9月に行われたサンクトペテルブルグサミットのコミュニケでは、「これまでの5年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。」ものの「我々は更なる作業を行う必要がある。」とされており、今後も国際的に重要な合意がなされていくと考えられる。測定指標②は、昨年と同様に設定する。上で述べたように、今後も国際的な合意がなされていくと考えられるほか、金融危機後の様々な合意が実施段階に移行されてきているため、その円滑な実施や、影響分析も重要な課題となってきたことを踏まえれば、今後も国際的な会議の場に積極的に参加していくことは必要。測定指標③について、他国の当局と2者間で、規制・監督上の問題に関する連携を協議するのは、幹部同士の面会や電話会議、当庁の要望についてのレターの発出等、金融協議に限られなくなっているほか、国際機関や民間事業者等との連携・調整も重要となっていることを踏まえ、26年度から「他国当局等との対話の状況」との指標を用いる。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>G20関連 https://www.g20.org FSB(金融安定理事会) https://www.financialstabilityboard.org BCBS(バーゼル銀行監督委員会) http://www.bis.org/bcbs IAIS(保険監督者国際機構) http://www.iaisweb.org IOSCO(証券監督者国際機構) http://www.iosco.org</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、監督局総務課、監督局総務課国際監督室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅳ-2)

施策名	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					
施策の概要	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流の取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	155	133	136	232
		補正予算(b)	-	-	▲1	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	155	133		
執行額(百万円)	127	126				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定) 「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」(25年6月14日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(25年6月14日閣議決定) 「産業競争力の強化に関する実行計画」(26年1月24日閣議決定) 					

測定指標	①アジア当局との協力関係強化の取組状況	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・25年5月に「日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議」を開催。また、日本とASEAN5か国は合同作業部会をそれぞれ開催。また、タイとは、長官・事務次官級の運営委員会を設定し、金融技術協力の広範なテーマにつき、協力関係強化を推進することを合意。 ・FSBIにおいては、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をFSB本会合に報告。 ・2国間金融協議については、主だったものでは、長官級の意見交換を12回実施したほか、それ以外でも局長級の意見交換や国際会議の機会を捉えた意見交換など随時実施し、具体的な技術協力の方向性・内容の決定及びインドネシア及びモンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国の金融当局との覚書締結等の長期的な協力枠組みの構築 ・アジア諸国の金融当局との連携強化に資する「アジア金融連携センター」の設立に関する各種準備作業を実施 	25年度	具体的な技術協力の実施を図るため、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保及び長期的な協力枠組みの構築(覚書締結等)
測定指標	②技術協力の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・緬国証券取引所開設等プロジェクトチームを立上げ、2015年秋の証券取引所開業に向け、各般の支援を実施。 ・金融分野の技術協力を推進するため、ミャンマー財務省に当庁職員を25年12月から派遣。更に人材交流による証券分野の監督能力強化支援を開始。 ・インドネシア及びミャンマー、モンゴルの当局向けの金融技術協力に関する国別セミナーを実施したほか、モンゴルの当局向けの現地セミナーへの講師派遣や各国訪日調査団への対応などを多数実施。 ・アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年1月に銀行監督者セミナー、同年2月に保険監督者セミナー、同年3月に証券監督者セミナーをそれぞれ東京で開催。 	25年度	アジア諸国の法制度や決済システム等の金融インフラの向上を図るため、金融協議等を通じ決定された具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成)	
	施策の分析	<p>積極的に開催した金融協議等を通じて、アジア各国の金融当局との覚書締結等により長期的な協力枠組みを構築するなど、連携が大幅に強化され、アジアの金融インフラ整備支援や、規制緩和要望等の取組みを推進した結果、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られました。</p> <p>今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との連携強化などの取組みを進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定指標は「A」としました。</p> <p>【施策】 (1)必要性 日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で、①現地通貨による資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備であること、②金融インフラが未整備な市場環境の下、現地通貨建ての取引・融資に関する規制が存在する等の制約があることから、金融インフラ整備にかかる技術支援や金融規制の緩和要望を通じて、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を金融面で支援する必要がある。</p> (2)効率性 アジア諸国に対する技術支援や規制緩和要望を行う上で、より効果的に金融インフラ整備や規制緩和の実現につながるため、金融協議や意見交換等を通じてアジアの金融監督当局との連携強化に努めている。 (3)有効性 アジアへの技術支援や規制緩和要望を行うことで、日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で制約となる金融インフラや金融規制の整備・緩和につながり、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開促進に有効と考えられる。 【測定指標】 ①アジア当局との協力関係強化の取組状況については、往訪・来訪による意見交換の場を積極的に設けたほか、国際会議の機会等を効果的・効率的に活用。このような金融協議等を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズの的確な把握、効果的な技術支援のあり方を見極めた上で、インドネシア及びモンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国の当局との覚書締結等による長期的枠組みの構築など、協力関係強化に寄与したものと考えられる。 ②技術協力の実施状況については、金融協議等を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、効果的な支援のあり方を見極めた上で、ミャンマーに対する取引所開設支援・長期専門家派遣、インドネシア及びミャンマー、モンゴルの当局向けの金融技術協力に関する国別セミナーの実施やモンゴルの当局向けの現地セミナーへの講師派遣、各国訪日調査団への対応などによる技術協力を実施。また、アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年1月に銀行監督者セミナー、同年2月に保険監督者セミナー、同年3月に証券監督者セミナーをそれぞれ東京で開催。こうした取組みは、金融面での国造りに貢献するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進に寄与したものと考えられる。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 アジアの金融インフラ整備支援や金融協議等を通じた規制緩和等要望等の取組を推進するため、現在の目標を維持し、引き続きこれらの取組みを進めていく。 【測定指標】 ①アジア当局との協力関係強化の取組状況については、目標を達成することができた。今後も、金融協議等やアジア金融連携センターを通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、効果的な技術支援のあり方を見極めた上で、覚書締結等による長期的な協力枠組みの構築など、協力関係強化を図る必要がある。 ②技術協力の実施状況については、目標を達成することができた。今後も、手国の金融インフラの発展及び支援ニーズを踏まえ、効果的な支援のあり方を見極めた上で、ソフト面及びハード面のインフラ整備支援、知見の共有といった技術メニューをパッケージで提供していく。	
学識経験を有する者の知見の活用	・政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当無し		
担当部局名	総務企画局総務課国際室	政策評価実施時期	平成26年5月

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅳ-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備					
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革を推進するとともに、事前確認制度の適切に運用するための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	13	25
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)等 					

測定指標	①「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目等の検討作業	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		規制改革会議(平成25年1月～)において議論され、取りまとめられた「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれた規制・制度改革事項や、「規制改革ホットライン」(平成25年3月～)に寄せられた規制改革提案等について、法令改正を含め規制・制度改革を積極的に推進した(リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し等)。 また、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に適切に対応するための体制整備を行った。	25年度	「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目等の検討・必要な措置の実施
測定指標	②ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		ノーアクションレター制度等の適切な運用を図り、平成25年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績5件については、すべて、照会受付後30日以内(平均22.6日)での回答を実現している。	25年度	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
測定指標	③官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		官民ラウンドテーブルの会合を計2回、作業部会を計14回開催し、官民が同じ目線に立って対話を行い、その結果を報告書に取りまとめ公表した。	25年度	テーマや議論の深度等を踏まえた実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	(判断根拠)	<p>法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や産業競争力強化法成立に伴う必要な体制の整備(測定指標①)、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上(測定指標②)、官民による持続的な対話(測定指標③)を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めてきました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めることや、金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資するために、規制・制度の在り方を不断に見直していくことなどを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>

<p>施策の分析</p>	<p>測定指標①について、「規制改革実行計画」に盛り込まれた項目等の検討・必要な措置の実施」との目標に対し、「リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し」等の規制の見直しを行うこととし、法令改正を含め規制・制度改革を積極的に推進したほか、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に対応するための体制整備を行った。これらの施策については、金融を巡る状況の変化に対応して、規制・制度等の在り方を不断に見直すことにより対応したものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではない。</p> <p>測定指標②については、金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するという目的に対し、達成手段として、法令解釈等の速やかな確認を可能とするよう配慮した対応を促進するものであり、有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p> <p>測定指標③については、官民ラウンドテーブルの会合及び作業部会を開催し、官民が同じ目線に立って対話を行い、その結果を報告書に取りまとめ公表した。その報告書に盛り込まれた官民で行う新たな取組みについて、今後、着実に実行に移されていくことは、我が国金融機能の向上・活性化に向けて有効的であると考えられる。なお、官民ラウンドテーブルの会合及び作業部会は、自主的に参加を表明した機関で構成されており、謝金の支払い等の予算措置を必要としない効率的な運営が行われている。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や産業競争力強化法に基づく要望等への対応、事前確認制度の適切な運用、官民による持続的な対話の実施、金融・資本市場活性化策の検討に向けた取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、目標を達成することができた。これらの目標達成により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えられる。今後はこれまでの取組みを引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応しつつ、我が国経済において民需主導の経済成長の実現に向けて、規制・制度の在り方を不断に見直していくほか、「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に関する要望や照会に対して、迅速かつ適切な対応を行っていく。</p> <p>測定指標②については、目標を達成することができた。ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応については、次期においても同様の目標を設定し、引き続き、処理期間にも配慮した取組みを行っていく。</p> <p>測定指標③については、目標を達成することができた。26年度も25年度と同様に設定し、25年度に開催した官民ラウンドテーブルの第3回会合で今後検討することが決まったテーマについて、テーマごとに金融業の現況・課題を踏まえて、26年度も継続的に官民ラウンドテーブルを実施する。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>規制改革会議ホームページ：http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/ 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の公表について： http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20131225-1.html 国会提出法案（第186回国会）：http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---------------------------------	-----------------	----------------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策IV-4)

施策名	金融行政についての情報発信の強化					
施策の概要	金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等について、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要であり、大臣等による記者会見等や報道発表、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていく。また、金融庁の施策については、海外での関心も高く、英語による情報発信を強化していく。					
達成すべき目標	金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

測定指標	①金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数	基準値	実績値		目標値	達成	
		24年度	25年度			25年度	
		1億3,367万件	1億5,644万件			増加	達成
測定指標	②金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数	基準値	実績値		目標値	達成	
		24年度	25年度			25年度	
		510万件	496万件			増加	未達成
測定指標	③新着情報メール配信サービス登録件数	基準値	実績値		目標値	達成	
		24年度末	25年度末			25年度末	
		38,047件	37,877件			増加	未達成
測定指標	④金融庁Twitterのフォロワー数	基準値	実績値		目標値	達成	
		24年度末	25年度末			25年度末	
		10,727人	18,296人			増加	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) C(進展が大きくない) (判断根拠) 大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報に取り組んだ結果、主要な測定指標である金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数のほか、金融庁Twitterのフォロワー数の目標を達成することはできたものの、金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数及び新着情報メール配信サービス登録件数の目標を達成することができませんでした。 国内向けの情報発信に係る測定指標は、概ね達成していますが、海外向けの情報発信は、測定指標に未達成となっているものがあること、さらには「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日公表)における指摘などを踏まえると、中長期的には英語でのタイムリーな情報発信、コンテンツの充実などを達成していく必要があり、今後も取り組むべき課題が多いことから、「C」としました。
	施策の分析	金融行政に関する広報の充実として、様々な情報発信ツールを活用した結果、報道発表件数が前年度より減少したものの、金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数は増加した一方で、金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数が減少していることから、これらに鑑みれば、本達成手段は全体として有効かつ効率的に寄与したものと考えられますが、英語による情報発信については、引き続きタイムリーな公表、コンテンツの充実に取り組む必要があります。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境を整備するため、現在の目標を維持し、引き続き、金融行政についての情報発信を強化していきます。 【測定指標】 測定指標①については、目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、26年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。 測定指標②については、目標を達成することができませんでした。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、26年度も同様に設定し、タイムリーな公表やコンテンツの充実に取り組むことにより、目標の達成を目指していきます。

	<p>測定指標③については、目標を達成することができませんでした。従来から提供している情報発信ツールですが、情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、26年度も同様に設定し、サービス内容を周知することにより、目標の達成を目指していきます。</p> <p>測定指標④については、目標を達成することができました。情報発信の多様化の一つとして取り組んでおり、26年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当部局名	総務企画局政策課広報室	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	-------------	----------	---------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策IV-5)

施策名	金融経済リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備					
施策の概要	<p>現代社会では、誰も、ライフステージの各場面において、貯蓄・資産運用、住宅ローン、保険加入等、様々な金融商品を利用し、金融との関わりを持つことは避けられない状況です。</p> <p>こうした中、我が国の現状をみると、多重債務問題の発生や金融資産ゼロ世帯の増加等がみられ、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、計画性のない支出は抑え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けることがますます重要となってきています。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人ひとりが、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融リテラシーを身に付け、また、必要に応じその知識を充実する事ができる機会を提供するための環境を整備します。</p>					
達成すべき目標	金融リテラシーが向上すること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	16	17	13	14
		補正予算(b)	▲2	▲0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	15	17	-	-
執行額(百万円)	15	2	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)</p> <p>「金融・資本市場活性化に向けての提言」(金融・資本市場活性化有識者会合、平成25年12月13日公表)</p>					

測定指標	国民の金融知識の状況 生活設計策定の有無 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	基準値	実績値		目標値	達成
		23年度	25年度	-	28年度	-
		37.6	37.7		50	
	国民の金融知識の状況 金融商品の選択 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう関係団体と連携しながら、シンポジウムの開催、ガイドブック等の開発・配布など、金融経済教育の推進に取組みました。			25年度	達成
					金融商品を選択するための金融知識の普及	
国民の金融知識の状況 金融広報中央委員会の認知度 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、金融庁、関係団体のウェブサイトと相互にリンクを張った他、政府広報等を含め、様々な機会を通じて、「知るぽると」の周知を図りました。			25年度	達成	
				金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)の周知		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>平成25年4月に公表した金融経済教育研究会報告書で指摘された課題に取り組むため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置し、この推進会議を通じて、関係者(有識者、業界、関係省庁等)の間で、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取り組んでいます。</p> <p>このため、金融経済教育の推進について進展しているものの、上記のとおり、測定指標の一部に、28年度の達成に向け取組みを進めているものがあります。</p> <p>今年度の測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育を推進することなどを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>

	<p>施策の分析</p>	<p>(1)必要性 金融リテラシーの向上を通じて、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。</p> <p>(2)効率性 多種多様な実施主体がいる中で、金融経済教育研究会報告書にある最低限習得すべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることができると考えています。</p> <p>(3)有効性 金融経済教育研究会報告書で指摘された諸課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することにより、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融リテラシーの向上のため、金融経済教育の推進にかかる取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 金融に関する基礎知識や各種金融サービスの特性を理解するためには、金融リテラシーを身に付ける必要があります。そのため、金融広報中央委員会が国民の金融知識の状況を調査した「家計の金融行動に関する世論調査」を指標とすることは適切であると考えます。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センター「金融経済教育研究会」 http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html ・金融研究センター「金融経済教育研究会報告書」 http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430.html ・金融広報中央委員会「金融経済教育推進会議」 http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/ ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kyoron_futari/
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	-----------------	-----------------	----------------

平成25年度実績評価書

金融庁25(業務支援基盤の整備のための取組み1-(1))

施策名	金融行政を担う人材の確保と資質の向上					
施策の概要	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図るため、組織として力を発揮できる体制に向けた取組みを推進するほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野における計画的任用、国際対応力の強化、官民人材交流の促進等を着実に実行します。また、引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図ります。					
達成すべき目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

測定指標	①組織として力を発揮できる体制に向けた取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、長官による職員向け倫理講話や定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図りました。</p>	25年度	達成
②研修等の実施状況	<p>24年度に整備したPDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを25年度も継続して実施しました。 さらに、育児中の職員が家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境を推進するための体制を整備しました。</p>	25年度	ii) PDCAサイクルによる業務改善の取組みを推進する	達成
	<p>職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を養成するため、また国際化する行政に対応し得る人材を育成するため、25年度においても国内外の大学院に計26人(24年度21人)の派遣を行いました。</p>	25年度	国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る	達成
③人材派遣等の状況	<p>高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、25年度においても国際機関や民間企業等へ計35人(24年度23人)の派遣を行いました。</p>	25年度	国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る	達成
	<p>高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、25年度においても金融機関をはじめとする民間経験者や弁護士、公認会計士等の専門家計364人(24年度352人)の採用・登用を行いました。</p>	25年度	高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、民間専門家を積極的に任用・登用する。	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)		
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <p>各測定指標とも、これまでに整理してきた中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づき、25年度も継続的かつ積極的に取り組みました。その結果、「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務改善の取組み(測定指標①、②)については、24年度からの取組みを継続して実施することができたほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく人事配置等(測定指標③、④)については、25年度における外部への出向者数や民間専門家等の採用・任用者数が24年度を上回る実績となりました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではなく、中長期的には、上述の施策を継続的に実施していくことが必要であるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくなど、職員の資質向上を達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p> <p>金融は経済活動を支える血液とも言うべき性格を有しており、金融行政の舵取りは経済活動・国民生活に多大な影響を与え得るものです。このため、金融庁には、金融が経済活動を支える役割を十全に発揮できるよう、幅広い視野に基づく政策展開が求められています。こうした要請に応えていくため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要と考えます。こうしたことを踏まえて、各施策を以下のとおり分析しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①について、職員一人ひとりが「国益を意識して働く」、「異なる世界と接し自らを大きく育てながら専門性を磨く」といった金融庁職員としてあるべき基本姿勢を自覚するとともに、職場がそれをバックアップする存在となれるよう「金融庁職員のあり方」の浸透を図りました。また、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくためにPDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを継続して実施しました。さらに25年度は、育児等の必要がある職員であっても家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境を推進していく体制も整備しました。これらの施策は、組織として力を発揮できる体制に向けた取組みを職員自らが意識し、行動していくことにより対応するものであり、事業費等の特段の予算支出をするものではありません。 ・測定指標②について、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する人材を育成するという目的に対し、国内外の大学院への留学や研修等を継続的に実施するものであり、有効的であると考えます。 ・測定指標③について、高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成する観点から、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体等へ出向の拡大を図るものであり、職員の専門性の向上、国際性の涵養という点で有効的であると考えます。 ・測定指標④について、金融の複雑化・高度化に対応し、国民に信頼される金融行政を確保するという目的に対し、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士等の高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するものであり、有効的かつ効率的に寄与するものと考えます。 		
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融行政を担う人材の確保と資質の向上</p> <p>【測定指標】 測定指標①、②、③及び④とも、25年度は目標を達成することができました。26年度についても、これらの取組みを継続的かつ積極的に実施していくとともにその効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことが必要と考えます。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし			
担当部局名	総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室	政策評価実施時期	平成26年5月	

平成25年度実績評価書

金融庁25(業務支援基盤の整備のための取組み2-(1))

施策名	学術的成果の金融行政への導入・活用					
施策の概要	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	16	15	13	13
		補正予算(b)	-	▲0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	16	14	-	-
執行額(百万円)	10	7	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

測定指標	1 金融行政の参考となる調査研究の実施 ・調査研究分析成果の作成	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		庁内の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて、調査研究を実施し、その結果として研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上へ公表しました(計9本)。また、近年公表されたディスカッションペーパーのうち、研究論文として学術的に価値が高いものを選定した上で外部の専門家による査読手続き、コメント等を経て、論文集『FSARサーチレビュー』として公表しました。こうした取組みを通じ、金融環境に応じた行政上も意義のある有益な研究を実施しています。	25年度	達成
	2 産・官・学の連携強化 ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環、各国の研究者、政府関係者等とのネットワーク強化を目的として国際コンファレンスを2回、シンポジウムを1回開催しました。また、研究者と実務者等の有識者を招いて、庁内職員との勉強会等を行いました(金融経済学勉強会11回、金融経済教育研究会1回、企業財務研究会5回、昼休み勉強会(金曜ランチオン)20回開催)。こうした取組みを通じ、産・官・学の一層の連携強化を図っています。	25年度 コンファレンス、研究会、勉強会等の定期的な開催	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり) (判断根拠) 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、国際コンファレンス、研究会・勉強会等に加えて、今年度はシンポジウムを実施するなど金融庁職員と外部有識者等の交流の機会を多数設定しております。このような取組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、各部署と連携した研究体制の構築等の進展、産・官・学のネットワーク強化が図られているものの、より的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用を行っていくためには、その有効な手法等について不断に見直していく必要があります。測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部署の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究の実施などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。
	施策の分析	(1)必要性 近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対する我が国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えられます。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えられます。25年度においても、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しています。 (2)効率性 研究官等による研究結果の庁内外への公表は、基本的に金融研究センターウェブサイト上での公表を主として行っています。また、調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員の活用しています。25年度においても、「特別研究員」を公募し、広く日本の国公立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、金融研究センター(以下「センター」という。)が指定する研究プロジェクトに取組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するようにしています。

	<p>(3)有効性 測定指標①については、的確な調査研究分析を通じて、金融行政の参考となる調査研究の実施という目標に対し、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しつつ、庁内の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて、調査研究を実施し、その結果として研究成果報告書(計9本)としてまとめて公表しました。こうした取組みを通じ、実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えられます。</p> <p>測定指標②については、産・官・学の連携強化という目標に対し、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を招いて、国際コンファレンスを2回、シンポジウムを1回開催しました。国際コンファレンスやシンポジウムでは、実務的かつ時宜を得たテーマを選定し、対外広報を充実させたこと等から、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえ活発な議論が行われました。また、研究者と実務者等の有識者を招いて、庁内職員との勉強会等も開催しております(金融経済学勉強会11回、金融経済教育研究会1回、企業財務研究会5回、昼休み勉強会(金曜ランチ)20回開催)。こうした取組みを通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果や実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であるとともに、センターにおける国際コンファレンス、シンポジウム及び研究会・勉強会の開催過程において、産・官・学のネットワークが更に強化されたと考えられます。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、目標を達成することができました。これらの目標達成により、金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用できたと考えられます。今後は、引き続き、より本質的で重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行っていきます。</p> <p>測定指標②については、目標を達成することができました。国際コンファレンス、研究会・勉強会等に加えて、今年度はシンポジウムを実施するなど金融庁職員と外部有識者等の交流の機会を多数設定したものの、その手法等については、不断に見直していく必要があります。次期目標においては、更なる産・官・学のネットワーク強化を図るため、定期的なコンファレンス・研究会・勉強会等の開催以外にも、開催手法等を検討した上で、随時、必要に応じて産・官・学の交流を図る会議等を開催します。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センターウェブ「平成25年度ディスカッションペーパー」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html) ・金融研究センターウェブ「FSA リサーチ・レビュー 第8号」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/research.html) ・金融研究センターウェブ「シンポジウム(金融システムの安定性と金融業の競争)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20131013.html) ・金融研究センターウェブ「国際コンファレンス(アジアの取引所の未来)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20140210.html) ・金融研究センターウェブ「国際コンファレンス(金融システムの安定化、規制と金融包摂)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20140312.html) ・金融研究センターウェブ「研究会」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html) ・金融研究センターウェブ「金曜ランチ」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html) ・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局政策課研究開発室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	----------------------	-----------------	----------------

平成25年度実績評価書

金融庁25(業務支援基盤の整備のための取組み3-(1))

施策名	金融行政における情報システムの活用					
施策の概要	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に即し、金融庁行政情報化推進会議、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの助言・支援を受けつつ、</p> <p>①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 ②情報セキュリティ対策の推進 の取組みを行なうこととしました。</p>					
達成すべき目標	<p>①早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報セキュリティ対策の推進を図ること</p>					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	280	210	256	189
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	【留意点】 25年度においては、24年度からの繰越し 約160百万円があり、当初予算約256百万 円と足し合わせると約416百万円となる。	
		合計(a+b+c)	280	210		
執行額(百万円)		280	15			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>達成目標①-1 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等</p> <p>達成目標①-2 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等</p> <p>達成目標② 「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定)に基づく年度計画である「情報セキュリティ2012」(平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定)において、「情報セキュリティを巡る環境の変化に的確に対応するため、(中略)新たな環境変化に対応した政府の取組を進める必要がある」とされている。 【根拠】「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定)等</p>					
測定指標	①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮	基準値	実績値		目標値	達成
		20年度	25年度	-	29年度	-
		7.0億円	着実に取組が実施された		4.9億円; 約9,450日	
	(イ)「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」 ・経費削減額	基準	実績値		目標	達成
		24年度	25年度	-	29年度	-
		7.3億円	着実に取組が実施された		5.7億円	
	(ウ)「金融庁行政情報化LANシステム」 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮	基準	実績値		目標	達成
		24年度	25年度	-	29年度	-
		5.5億円	着実に取組が実施された		5.3億円; 約100日	
	(エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況	基準	実績値		目標	達成
24年度		25年度	-	25年度	達成	
100%		100%		100%		
②情報セキュリティ対策の推進 技術的な情報セキュリティ対策の実施状況のほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況	施策の進捗状況(実績)				目標	達成
	着実に取組が実施された。 具体的には、技術的な情報セキュリティ対策の実施状況のほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備を図ることを目的として、定員1名を要求。				26年度	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成)		
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <p>平成25年度が目標年度として設定している「①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 (エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況」について、測定指標における目標値を達成しました。 なお、平成26年度以降を目標年度として設定している施策についても、目標に向けて計画どおり着実に取組が実施されました。 今後も、引き続き情報システムの開発等の取組みを着実に進める必要があります。 以上のことから、測定結果は「A」としました。</p> <p>①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 (ア) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 金融庁業務支援統合システムについては、見直し後の作業スケジュールに基づき、予定どおり開発作業が進捗したため、目標達成と考えております。 (イ) EDINET EDINETについては、予定どおりに開発作業が完了したため、目標達成と考えております。今後は、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努めます。 (ウ) 金融庁行政情報化LANシステム 金融庁行政情報化LANシステムについては、予定どおりに開発作業が完了したため、目標達成と考えております。今後は、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努めます。 (エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況 情報システム調達の適正化については、昨年度に引き続き、平成25年度における情報システムに係る全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議し、情報システム調達の妥当性の検証を実施したことにより、目標達成と考えております。</p> <p>②情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策の推進については、情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備を図ることを目的として、定員1名を要求したため、目標達成と考えております。</p>		
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融行政における情報システムの活用</p> <p>【測定指標】 ①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 (ア) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 金融庁業務支援統合システムについては、見直し後の作業スケジュールに基づき、予定どおり開発作業が進捗しており、平成26年度以降においても、引き続き情報システムの開発等を着実に進めていく必要があります。 (イ) EDINET EDINETについては、予定どおりに開発作業が完了したため、今後は、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努めます。 (ウ) 金融庁行政情報化LANシステム 金融庁行政情報化LANシステムについては、予定どおりに開発作業が完了したため、今後は、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努めます。 (エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況 情報システム調達の適正化については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえ、引き続き情報システム調達の適正化に取り組んでいく必要があり、「情報システムに係る政府調達の基本指針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」に基づき、引き続き調達の公平性・透明性の確保を図っていく必要があります。</p> <p>②情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策の推進については、引き続き情報セキュリティを取り巻く環境変化に適切に対応できるよう、引き続き情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいく必要があります。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①(ア)、(イ)、(ウ)】 「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19siryou13_01.pdf</p> <p>【測定指標①(エ)】 「平成25年度金融庁調達改善計画」(平成25年5月15日 金融庁行政事業レビュー推進チーム) http://www.fsa.go.jp/common/budget/kourituka/14/01.pdf</p> <p>【測定指標②】 「各府省庁情報セキュリティ担当者に係る人材育成等について」(平成24年6月20日 閣副安危第349号) http://www.nisc.go.jp/conference/suishin/ciso/dai8/pdf/s2.pdf</p>			
担当部局名	総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課	政策評価実施時期	平成26年5月	

平成25年度実績評価書

金融庁25(業務支援基盤の整備のための取組み3-(2))

施策名	災害等発生時における金融行政の継続確保					
施策の概要	「金融庁業務継続計画」等の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。					
達成すべき目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	10	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	10	-	-	-
執行額(百万円)	10	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震対策大綱(平成17年9月(22年1月修正) 中央防災会議) ・首都直下地震対策について(最終報告)(25年12月 首都直下地震対策検討ワーキンググループ) ・首都直下地震緊急対策推進基本計画(26年3月) ・政府業務継続計画(26年3月) 					

測定指標	①災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		金融庁業務継続計画等を見直した。	25年度 平成25年度中に、金融庁業務継続計画等を見直す。	達成
測定指標	②災害等発生時に備えた防災訓練	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		政府防災訓練の参加及び金融庁内における防災訓練に加え、関係金融機関と連携した防災訓練を実施した。	25年度 平成25年度中に、政府防災訓練の参加や防災訓練を実施する。	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標①については、首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や政府業務継続計画の検討が進む中で、金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定や金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルの策定を行いました。</p> <p>測定指標②については、政府防災訓練への参加に加え、金融庁内において、徒歩参集訓練や代替庁舎候補地における防災訓練を実施したほか、金融庁と一般社団法人全国銀行協会が連携した訓練を実施するなど、実践強化に取り組みました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、政府業務継続計画等を受け、金融庁業務継続計画の見直しを進めることで更に業務継続を高めるなど、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>
	施策の分析	<p>測定指標①については、首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や政府業務継続計画の検討が進む中で、金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定を行いました。また、金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルを策定しました。</p> <p>測定指標②については、政府防災訓練への参加に加え、金融庁内において、徒歩参集訓練や代替庁舎候補地における防災訓練を実施しているほか、金融庁と一般社団法人全国銀行協会が連携した訓練を実施しました。</p> <p>これらの取組みは金融行政の継続確保に一定の効果があったと考えられます。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 今後、政府業務継続計画等の制定を踏まえた金融庁業務継続計画の改定等を行います。また、政府防災訓練の参加及び庁内・関係金融機関との防災訓練についても引き続き実施します。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、金融システムを巡る環境の変化等に加え、政府業務継続計画の制定を踏まえた金融庁業務継続計画の見直しの実施。 測定指標②については、金融行政の継続確保の観点からの実践的な防災訓練の実施。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画 (http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120829-1.html) ・全国銀行協会(全銀協ニュース) (http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/03/25170000.html)
---------------------------	--

担当部局名	総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、 監督局総務課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	--	----------	---------